

第1回秋田県中小企業振興委員会 議事録要旨

■ 日 時：平成26年6月12日（木）午後1時30分～3時30分

■ 場 所：ルポールみずほ 2階

■ 出席者：

[委員] 今泉安俊（代理出席）、大塚幸絵、小笠原正、加藤貢、木元千恵子、九嶋敏明、工藤孝徳、佐々木祐太、佐藤慶太、菅原亘、鈴木久和、高橋徹、田中一博、藤澤正義、藤島眞砂子、三平久孝（五十音順・敬称略）

[オブザーバー] 秋田財務事務所、日本政策金融公庫秋田支店中小企業事業及び国民生活事業、株式会社商工組合中央金庫秋田支店、秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田県信用組合

■ 議事

(1) 委員長の選任等について

（藤澤正義委員が委員長に選出され、小笠原正委員が委員長代理に指名された。）

（以下の議事進行は藤澤委員長（以下「委員長」という。））

■ 議事

(2) 秋田県中小企業振興条例の概要等について

（事務局から資料2～6により説明）

<委員長>

ただいまの説明について、質問や意見があればご発言いただきたい。委員のうち、企業の方からまずご意見をいただきたい。

<木元委員>

県中小企業振興条例の制定について、3月にニュースで知った。中小企業家同友会に参加しているが、地元の仙北市では、同友会の運動の結果、東北の市町村ではじめて、2年前に仙北市産業振興基本条例が制定された。制定当時は、まだ同友会に参加しておらず、一市民として市条例の策定に関わったが、非常によい条例が出来たと考えている。県の条例について、資料6において、条例の普及啓発を進めているとのことであったが、県内の多くの中小企業は、日々の仕事で忙しく、中小企業振興条例の存在をなかなか認知できないと思われる。資料にある取組は、行政側からの一方通行の情報発信のように感じるので、私のような、地域の小規模事業者にも伝わるよう、分かりやすく、きめ細やかなPRに努めていただきたい。

<佐藤委員>

昨年度の条例検討委員会から参画し、この度、条例が制定されたことでたいへん期待している。中小企業者、特に小規模事業者の立場で発言できればと思う。「がんばる中小企業応援事業」について一点質問したい。商工会の取組の中で、経営革新の認定との違いがよくわからないので教えていただきたい。

国でも小規模事業者の支援を打ち出しており、本県でも、小規模事業者の充実が県経済のボトムアップにつながると考えている。中小というと、中の方に目が行きがちだが、小規模にも配慮していただきたい。自分達の世代がその次の世代に事業承継していけるのか不安を抱えている事業者も多く、そのことで新たな事業展開が出来ないでいる者も多い。この県条例を推進する中で、若手の小規模事業者が、これからも次のステップに安心して向かっていけると言えるようにできればよいと考えている。

<今泉委員代理>

当社は北側の伊徳と、南側のタカヤナギの2つの小売業が一つになってユナイトホールディングスとなった。3年目となり、北と南の交流という形で一つ一つ事業活動を積み重ねているが、県産品に関しては、物流の問題もあり、北と南の交流はなかなか難しい。工芸品も含め、県産品をオール秋田の形で、消費者に届けられるよう努めている。

<大塚委員>

条例検討委員会から参画させていただき、条例の制定を楽しみにしていたが、それと同時に責任も感じている。今回説明のあった関連施策の推移や成果について、今後、この委員会で報告していただき、今後の施策の見直しや改善につなげていければと考えている。

<藤島委員>

北秋田市で、広葉樹専門で製材を行い、フローリング材、壁材、楽器材等の製造をしている。当社でもたいへん懸念しているが、次世代にどのように継承していくか、どうすれば若い人達に安定して仕事をさせていけるのか、この委員会で検討していければと考えている。

<菅原委員>

条例検討委員会から引き続いて参加となる。資料3の指針については、具体的な施策に落とし込まれており、若干総花的な感はあるが、しっかり実施してほしいと考えている。ただ一点、基本的施策6の人材の育成及び確保について、あまり具体化がされていないのではないかと感じた。教育については10年の計であるが、中小企業を中心に産業振興を図るという場合の、具体的な人材モデルが明確になっていないのではないかと感じており、来年度に向けて、人材モデルの研究が必要ではないかと考えている。

<佐々木委員>

昨年度の検討委員会から継続しての参加となる。各分野、業界からの幅広い意見をよくまとめていただいたと思う。ここまで具体的に、条例と施策を作りあげたからには、中小企業はもちろん県民の皆様に分かりやすく伝えていくことが重要だと考えている。行政、中小企業、金融機関、支援機関が十分に周知して、中小企業フェスタなどの行事を盛大に行い、普及を図っていただきたい。

<委員長>

今までの企業側の意見では、条例の周知不足に関するものが多かったが、そうした点について県の方から何かありますか。

<佐々木産業労働部長>

木元委員と佐々木委員から、せっかく良い条例が出来たので、もっとPRすべきとの温かいお言葉をいただいた。行政からばかりではなく、企業からの情報発信も必要ということでもあったが、本日も出席いただいている商工会や商工会議所など支援機関とも連携をとっており、経営指導員の皆さんに直接、説明して回ってもらいたいとお願いしている。また、商工団体に所属していない企業もたくさんいることから、この6月の県議会において、この条例だけではなく、中小企業施策全体を、直接、企業に説明して回ったり、相談を受けたりする方を、県北、県南、中央に4名配置する予算を要求しようと考えている。配布したパンフレットは、条例の基本的な理念とか考え方をまとめたものだが、これに具体的な事業まで盛り込んだ資料も用意し、訪問してもらいたいと考えている。

佐藤委員の質問について、商工会の事業は把握していないのだが、小規模事業者の支援という意味では、がんばる中小企業応援事業における補助率を、通常3分の1のところ、小規模事業者の場合には、2分の1としたほか、制度資金でも特別枠を設けるなど、小規模事業者に対して配慮している。

また、国の小規模企業振興基本法案の話があったが、その件で、先日、国に要望しに行ってきた。その法案では、小規模企業施策の体系を示す5年間の基本計画を作ることとなっており、この計画策定にあたっては、十分に地方の意見を聞いて、実情を踏まえたものにしてほしいと申し入れした。国の課長から、秋田県の小規模企業支援施策について問われたため、資料3で配布した指針を渡し、本県の考え方を伝えた。

大塚委員からあった事業成果の検証について、事業の申請状況や相談状況などを、進行管理という意味でもきちんと押さえていく必要があると考えており、そうした状況をこの委員会で説明し、次年度以降につなげていきたいと考えている。

事業承継については、我々も大きな問題と捉えており、商工団体や金融機関で構成し、知事を会長とする中小企業支援ネットワークという組織でも、事業承継の部会があり、秋田商工会議所への委託により、事業引継ぎ支援センターを設置している。この問題は全県域の課題であり、重点的に取り組んでいくこととしている。

菅原委員から意見のあった人材モデルの具体化について、広範囲を対象とするとぼやけ、範囲を狭めると隙間がなくなってしまう。現在の施策ではこういう分野の人材育成が足りないとか、これからはこういう人材の育成が必要だとか、そうしたご意見をいただければ、我々も非常に分かりやすいのではないかとの感想をもった。

■ 議事

(3) 関係団体の取組について

<委員長>

中小企業者以外の委員の意見も聞いて、議論を深めたいので、中小企業支援機関や金融機関の委員の皆さんから、現在の取組等について、意見をいただきたい。

<鈴木委員>

秋田商工会議所の鈴木です。中小企業振興条例の制定は時宜を得たものと考えている。商工会議所の業務についても、企業支援が原点である。「企業競争力強化へ向けた攻めの経営支援」とい

う追加の資料を配布したが、秋田商工会議所は、平成26年1月に国の中小企業経営力強化法の認定を受け、今年度から経営革新等支援機関としての業務を開始したところである。創業支援については、引き続きワンストップサービスを提供している。事業承継については、この4月1日から、事業引継ぎ支援センターを開設した。事業承継については、最重要の課題と考えており、各機関と連携して、案件の掘り起こしを行って進めてまいりたい。

<田中委員>

信用保証協会の田中です。中小企業振興条例に関して、保証協会の立場からは小規模事業者の支援を重視しており、企業の維持の点が中心となっている。金融以外の部分として、ここ数年、経営支援に重点的に取り組んでいるが、企業に話を聞くと、気づきの機会がなかなかないという。商工団体でも専門家派遣を行っているが、当協会でも独自の専門家派遣事業を行っており、昨年度の実績では80社程度、予算では1千万円程度の規模であり、今年度も1千万の予算を設けている。県内3万5千社ほどの取引企業が一層大きくなるように、販路開拓や経営革新などを支援してまいりたい。

<九嶋委員>

北都銀行の九嶋です。当行では、条例第3条に掲げられた理念を重く考えている。中小企業者の創意工夫と自主的な取組を重視しており、関係機関を巻き込みながら、本県の地域資源を全部活用できないかとの観点で、最近の当行のキャッチフレーズとして、地域という舞台をプロデュースしていきたいと考えている。

<工藤委員>

秋田銀行の工藤です。条例では、各機関の役割がまとめられており、たいへん分かりやすいと感じた。金融機関としては、第一に円滑な資金供給が役割であるが、昨今は、中小企業振興をサポートする責任を重く感じており、6つの基本的施策が掲げられているが、当行としても何らかの形でそれぞれに関与しなければならないと考えている。事業承継の問題については、各支店においても様々な相談が寄せられており、関係機関との連携のもと、きっちりと対処していきたいと考えている。販路開拓についても、東京にビジネスマッチングを行うセンターを設けているほか、海外との取引も支援している。金融機関として支援できる部分で皆様と協力して進めてまいりたい。

<三平委員>

商工会連合会の三平です。この度の中小企業振興条例の制定は、商工会活動の追い風となっており、これまで以上に経営相談機能の充実を図っていきたい。「平成26年度事業計画における経営指導員の目標設定について」という追加資料を配布したが、商工会は、県下57箇所の本所・支所があって、そこに常時、職員がおり、会員の身近なところに窓口があるという強みがある。加えて、全県21商工会、さらには東北、全国の商工会とのネットワークがあるということで、身近さとスケールの大きいネットワークの両面の強みを最大限活用していきたい。条例については、県のものという訳ではなく、我々そのものの活動指針だと捉えて、職員や役員に周知をしているところである。PRの話があったが、我々も努力してまいりたい。現在、経営指導員が全県で108名いるが、その方々との組織内での約束ごとということで、10項目の目標を定め、条

例の基本的施策との関連で整理している。かいつまんで説明すると、まず巡回訪問について、訪問の際には必ず、条例のことを説明するとともに、どういった施策がその事業所にマッチしているのかということまで説明し、個々の経営指導員の手では負えないものは、橋渡しをしていく。昨年まで一人年間500件の訪問件数が目標だったところ、今年度は一人600件以上に増やし、計64,000件の訪問を目標としている。国の持続化補助金については、指導員一人2件以上の支援、専門家派遣については指導員一人あたり5件以上を目標としている。

さきほど、佐藤委員から質問のあった経営革新の認定とがんばる中小企業応援事業の関係について補足させていただきたい。佐藤委員の属する商工会青年部では、これまで、国の経営革新計画の承認を受けようという取組をすすめてきており、佐藤委員のところもすでに認定を受けている。そういう意味で、経営革新の認定済のところ、またがんばる中小企業の認定を受けるべきなのかという質問であったと思う。助成金がある分、県の事業に向かった方がよいのではないのかという組織内の議論を踏まえた意見であったかと思う。

<高橋委員>

あきた企業活性化センターの高橋です。条例の中で、相談機能の強化が掲げられており、条例のパンフレットの裏面には、当センターが総合的な窓口として記載されている。創業・企業支援などこれまでの機能のほかに、昨年度から、産業デザインの相談を開始したところである。こういう相談を、現在58名の体制で行っており、昨年度の実績としては、5,200件の相談を受けている。多くは受注関係の相談だが、最近は知的財産や産業デザイン関係の相談も増えて来ている。プロパー職員のほか、専門アドバイザーも20人配置している。これに加えて、国のよろず支援拠点のコーディネーターが先月決まり、現在オープンの準備を進めているところ。

成果として、昨年度のグッドデザイン賞において、本県から過去最多の11社が選出されたが、このうち6社が、当センターの支援を受けたもの。

このほか、補助金として、資料4に出てくるあきた企業応援ファンドとあきた農商工応援ファンドがあり、年間1億円の予算規模で、これまでの5、6年で、170件ほどの支援を行ってきている。当センターの機能のほか、対応できない部分については、他の機関と連携しながら対処していきたい。

<加藤委員>

中小企業団体中央会の加藤です。一社では経営資源が足りないといった場合、お互いを補完しあうために、4社以上で中小企業協同組合を作るもので、県内では340程度の組合がある。傘下の構成員は、火災共済や信用組合を除くと約4万7千社が属しており、機関誌等で、条例のPRを行っているところである。資料3の指針は、我々の羅針盤ともなるものと考えており、7ページにある中小企業支援ネットワークの各部会を活用して、他の機関と連携した取組を進めさせてもらっている。取組を強めている点として、県内に下請け型の企業が多く、最終製品のメーカーがないことから、これを増やしていくこととしている。農商工連携についてもコーディネートを行っている。事業承継についても、セミナーを開催しながら、案件が来れば、事業引継ぎ支援センターにつないでいる。

補助金としては、国のものづくり補助金の窓口となっており、製造業のほか、商業・サービス業の方も対象となっている。2次公募が予定されており、是非活用していただきたいと考えている。

<小笠原委員>

県立大学本荘の小笠原です。県立大学の課題として、なかなか大学院の定員が充足しないという点がある。学費免除など学生支援の制度もいろいろ掲示しているが、学生がそうした制度を知らない。入学式の時点から、保護者等に、いまの有名企業は大学院卒しかとらないといった情報を与えるような取組を続け、ようやく今年、秋田キャンパスの生物の方は定員を充足することができた。本荘キャンパスの方も、来年は充足するという見通しが立ってきた。

条例のPRにおいても、どんどん訪問して説明していただくのが重要だと思うが、行ってその後どうなったか、PDCAのプラン、ドゥーまではみんなやるが、チェック、アクションのところがなかなかできない。そうした点を考えて、周知してみてもと思う。また、この条例の効果、成果について、わかるような指標があればと思う。従業員の数とか給料があがったとか、分かりやすいようなものがあれば、佐々木部長の実績にもなるのではないかと思う。

<佐々木産業労働部長>

佐藤委員のがんばる中小企業応援事業の件について、ものづくり補助金とどっちが早いかわからないが、商業とサービス業を対象としたもの。特別な改善計画などを求めるものではなく、今、取り組もうとする事業がどういう考えの下であるか、まさに意欲的な取組であるかを見るものであるので、是非ご活用いただきたい。

小笠原委員の成果の件だが、同時にスタートした第2期あきた元気創造プランの中で、製造品出荷額などいろいろな指標を設定している。元気プランは中小企業も大企業も含まれているが、あえてこれを中小企業だけに分けて、指標設定する必要はないのかなと考えている。

<佐藤委員>

商工会青年部で経営革新を取る取組を進めており、どちらを優先するか迷いがあると思うので、助言等があればよいのかなと思う。

<委員長>

今の話を聞いていて、それぞれ良い施策をやっているが、その支援策の連携がとれていないように思われる。こっちが駄目だったので今度はこっちということでは時間が掛かる。タイミングが難しいということを行っているのではないかなと感じた。

せっかくの機会なので、初回はオブザーバーからも意見をいただきたい。

<県信用組合>

様々な制度が話題となっていたが、当信用組合としても、個別相談会などを開催して、創業支援や、ものづくり補助金の申請支援など、各種制度の活用を進めていきたい。

<羽後信用金庫>

秋田銀行や北都銀行のような大手と違い、信用金庫では海外展開などの支援のノウハウがないため、商工会など他の支援機関と連携し、取引企業の支援をしていきたい。

<秋田信用金庫>

中小企業への支援として、企業の無料相談会の開催や、東北各地から参集するビジネスマッチングなど実施している。個々の企業の悩みや問題を受け止めるためのヒアリングを行っているほか、中小企業支援ネットワークを活用して、信用保証協会等の専門家派遣等に繋げている。

<商工中組合中央金庫秋田支店>

中小企業者の経営者は目先の仕事で忙しくて、各種の施策に目が届かないというのが正直なところであると思う。当金庫としては、そうした情報を企業に提供していきたい。事業承継については、経営者はある意味、孤独であるが、いろいろ話していくうちに、経営者の頭の中も整理されていくので、相談件数を増やすことで、数字が少しずつ上がっていけばよいと考えている。

<日本政策金融公庫秋田支店国民生活事業>

今国会で、小規模企業振興基本法が成立する見通しとなっており、国の施策の方向性と本条例の方向性は合致している。当公庫は、政府系の金融機関として、全国のネットワークの中で仕事をしており、県内企業の広域的な、県外への展開や、全国レベルの情報提供などで支援可能と考えている。

<日本政策金融公庫秋田支店中小企業事業>

各支援策がばらばらに動きがちになるのは、他県でもよくあることと思う。企業に各種の情報を適切に伝える必要がある。企業の経営改善については、個別の企業ごとに具体的であればあるほどよいと思うが、他の中小企業支援機関がどのように企業支援しているかは、その企業を経由してしか知ることができない。3者で話を聞く機会があっても面白いのではないかと思う。

<秋田財務事務所>

金融行政における重要課題として、中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮を掲げており、金融機関に対しては顧客に対する経営支援、新規融資を含む積極的な資金供給の円滑化を図り、企業の成長を後押しするよう求めている。金融円滑化法が、昨年終了した訳だが、単なる条件変更のみの対応から、真の意味で経営改善につながる方向に軸足を移していただき、金融機関としてのコンサルティング機能を十分に発揮していただきたいと考えている。

<委員長>

皆さんのお話を伺ったが、思いは同じだが、言葉や表現が人によって異なる。そういう意味で、事業承継の問題や人材育成の問題など、大きなタイトルでは分かりやすくできているが、一人一人が話すときにちょっと違う。そうした連携がとれていれはうまくいくように感じた。

佐々木部長はどのように思われたか。

<佐々木産業労働部長>

私の感覚では、全く新しいものを作ったということではないと思う。これまで県がやってきたものを整理しなおし、体系づけて、分かりやすいようにして検証した結果、今の時代はこの部分が足りないというものを取り込んだものと思う。オール秋田と書いているが、一番の主役はどうしても中小企業者の方であり、中小企業者が意欲をもってチャレンジするのが大前提。その場合に支援しましょうというものであり、黙っていても、みんなが持ち上げてくれるということで

はない。そこが大きなポイントだと思っており、そこは前提として伝えていきたい。これで十分ということはないと思うので、周知するいろいろな方法を、県だけではなく関係者の皆様と一緒に取り組んでまいりたい。また、整理したつもりの施策でも、実は、これは県の施策だけが載っているもの。これに国や各団体、市町村の制度が別にある。そうした点は整理する必要があると私も思う。

最後に、事業承継など、様々な受け皿を作ってきたが、このシステムでよいのか、検証をして、それに対して提言をいただきたいと思っている。

<赤上産業労働部次長>

資料4の基本施策1にある技術支援加速化事業について、事業承継や人材育成にまさに関わってくるものと考えている。企業における人材育成についても事業承継についても、次のビジョンを考えていかないといけない。次の10年、我々の企業はどうあるべきなのか、皆さんと対話しながら、新しい事業を構築していくことが必要ではないかと思う。先日、新聞に掲載された医工連携の事例についても、いろいろな方の意見を聴きながら進めたもの。技術コンシェルジュ事業の名称でも呼ばれており、お時間があるときに、研究員を呼んで、強いところ、弱いところについて、お話をしていただき、一緒に強いところを伸ばしていただくためにご活用いただきたい。

■ 議事

(4) その他

<委員長>

その他として、事務局から何かありますか。

<佐藤産業政策課政策監>

今回の開催について、10月中旬の開催を予定しており、早期の日程調整を図りたい。また、県の方で各委員を回るなどして、次回開催の前にもご意見を伺ってまいりたい。

<委員長>

県で訪ねて来る前に、委員が問い合わせしたい場合の窓口はどうなるか。

<佐藤産業政策課政策監>

私までお電話やメール等でご連絡いただきたい。

<委員長>

気づいた点があれば、佐藤さんに伝えて、スピードをあげて施策を進めていきたい。これで今回の委員会を終了します。

— 終了 —